

議案第 29 号

勝山市下水道条例の一部改正について

勝山市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 9 月 6 日 提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

下水道使用料の徴収について、令和 5 年 4 月分より 1 年を 6 期に分けて徴収する方式から、毎月徴収する方式に変更するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市下水道条例の一部を改正する条例

勝山市下水道条例(昭和57年勝山市条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定の下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料の徴収)</p> <p>第12条の3 (略)</p> <p>2 前項の使用料は、<u>毎年度を6期に分け、毎期ごとに徴収するものとする。</u>ただし、市長が必要と認めたときはこの限りでない。</p> <p>3 使用料の納期は、<u>別表第1に定めるところによる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(使用料の算定方法)</p> <p>第12条の4 使用料の<u>額</u>は、<u>別表第2</u> <u>に定めるところにより、定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ市長が、定めた日をいう。)</u>にメーターの点検を行い、その計量した水量をもって、定例日の属する月分と</p>	<p>(使用料の徴収)</p> <p>第12条の3 (略)</p> <p>2 前項の使用料は_____、<u>毎月</u>徴収するものとする。ただし、市長が必要と認めたときはこの限りでない。</p> <p>3 使用料の納期は、<u>次条第3項に規定する定例日の属する月の翌月の末日とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるものについては、これを変更することができる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(使用料の算定方法)</p> <p>第12条の4 使用料_____は、<u>各月ごとに使用者が排除した汚水の種別及び量に応じ、別表に定めるところにより、算定した基本使用料と従量使用料を合計した額とする。</u></p>

して算定する。この場合使用水量の算定方法は、各月ごとに使用者が排除した汚水の量に応じ、第3項により算定した量とし、毎期の使用料の額は、各月ごとに計算した額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を合算した額とする。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長は、定例日以外の日にメーターの点検を行うことができるものとする。

- 2 公衆浴場及びプールからの排水は、別表第2の公衆浴場汚水を適用する。
- 3 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号の定めるところによる。

(1)～(3) (略)

- 4 月の途中において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止している公共下水道の使用を再開したときの使用料は、次の各号のとおりとする。

(1) 使用水量が5立方メートル以下のときは、別表第2に定める基本使用料の2分の1の金額

(2) (略)

- 5 (略)

別表第1(第12条の3関係)

ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 公衆浴場及びプールからの排水は、別表__の公衆浴場汚水を適用する。
- 3 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号の定めるところにより、定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ市長が、定めた日をいう。)にメーターの点検を行い、その計量した水量をもって、定例日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長は、定例日以外の日にメーターの点検を行うことができるものとする。

(1)～(3) (略)

- 4 月の途中において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止している公共下水道の使用を再開したときの使用料は、次の各号のとおりとする。

(1) 使用水量が5立方メートル以下のときは、別表__に定める基本使用料の2分の1の金額

(2) (略)

- 5 (略)

期	算定基準月	納期
1	2月、3月	5月1日から同月31日まで
2	4月、5月	7月1日から同月31日まで
3	6月、7月	9月1日から同月30日まで
4	8月、9月	11月1日から同月30日まで
5	10月、11月	翌年1月1日から同月31日まで
6	12月、翌年1月	翌年3月1日から同月31日まで

別表第2(第12条の4関係)

(略)

(削る)

別表(第12条の4関係)

(略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第12条の3及び第12条の4の規定は、令和5年4月定例日の属する月分以降の使用料から適用し、施行日前の使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、令和5年2月及び令和5年3月定例日の属する月分の使用料については、その納期を令和5年4月1日から令和5年4月30日までとする。